

報

告

公認心理師の国家的活用の在り方
～職域の拡大と技量向上の責務～



令和8年（2026年）8月28日

日 本 学 術 会 議

心理学・教育学委員会・社会学委員会・法学委員会・
臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同
心身の健康・適応に対する心理学的支援分科会

この報告は、日本学術会議心理学・教育学委員会・社会学委員会・法学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同心身の健康・適応に対する心理学的支援分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議心理学・教育学委員会・社会学委員会・法学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同心身の健康・適応に対する心理学的支援分科会

委員長	嶋田 洋徳（第一部会員）	早稲田大学人間科学学術院教授
副委員長	熊野 宏昭（連携会員）	早稲田大学人間科学学術院教授
幹 事	佐々木 淳（連携会員）	大阪大学大学院人間科学研究科教授
幹 事	佐藤 徳（連携会員）	富山大学人文学部教授
	河原純一郎（第一部会員）	北海道大学大学院文学研究院教授
	坂田 省吾（第一部会員）	新潟医療福祉大学心理・福祉学部心理健康学科教授
	明和 政子（第一部会員）	京都大学大学院教育学研究科教授
	秋下 雅弘（第二部会員）	東京大学大学院医学系研究科老年病学教授
	杉山久仁子（第二部会員）	横浜国立大学教育学部教授
	阿部 恒之（連携会員）	東北大学大学院文学研究科教授
	岩原 昭彦（連携会員）	京都女子大学発達教育学部心理学科教授
	内富 庸介（連携会員）	東京慈恵会医科大学がんサバイバーシップ・デジタル医療学講座産学連携教授
	大江美佐里（連携会員）	久留米大学保健管理センター准教授
	笹倉 香奈（連携会員）	甲南大学法学部教授
	住居 広士（連携会員）	広島国際大学総合リハビリテーション学部客員教授
	積山 薫（連携会員）	ZEN 大学知能情報社会学部教授
	高瀬 堅吉（連携会員）	中央大学文学部教授
	船曳 康子（連携会員）	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	村井 俊哉（連携会員）	京都大学大学院医学研究科教授
	山口 真美（連携会員）	中央大学文学部教授

本報告の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事 務	郷家 康徳	参事官（審議第一担当）
	加瀬 博一	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
	東松 敬宏	参事官（審議第一担当）付審議専門職

要 旨

1 本報告の背景

公認心理師は、その根拠法として平成 27 年（2015 年）に公認心理師法が公布され、心理学に関する初めての国家資格として位置付けられた。公認心理師法の目的は、心理学の専門知識と技術を持つ専門家を国家資格として認定し、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することとされている。公認心理師は、令和 8 年（2026 年）6 月末日現在で 76,547 名が登録されており、主として保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の 5 つに括られる各分野において 4 つの業務を行うこととされている。具体的には、心理検査や面接等による心理状態の観察・分析、相談・助言等の心理支援、家族や他の関係者への助言・指導、心の健康に関する教育・情報提供である。

また、公認心理師法附則第 5 条は、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。しかしながら、検討によって見出された問題点や課題は十分に解決されているとは言い難く、引き続き様々な角度から再検討を行っていく必要がある。また、公認心理師は、法施行後相応の期間を経たにもかかわらず、資格に対する国民からの認知度はいまだ高いとは言い難い。国民の利益を最大化するために、これらを改善するべく公認心理師の国家的活用の在り方に関する意思の表出として本報告を発出することとした。

2 現状及び問題点

公認心理師法附則第 5 条に基づく法施行の状況の検討に関しては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室（以下、厚労省制度推進室とする）によって行政的検討が進められてきた。そして、令和 5 年度公認心理師活動状況等調査（以下、令和 5 年度調査とする）は、令和 5 年（2023 年）10 月末日時点の公認心理師登録者全員（71,732 名）を対象として、38,827 名の回答（回収率 54.4%）をまとめた最新の活動実態の報告になっている（令和 6 年（2024 年）3 月）。厚労省制度推進室は、この報告に基づき、令和 6 年 7 月に「公認心理師法附則第 5 条に基づく対応について」を社会保障審議会障害者部会に提出し、これを最終報告としている。そこで、本報告においては、当該の調査結果や最終報告を概観し、それぞれの分野で高い見識を持ち、かつ、第一線で実践活動も行っている研究者の意見を参照しながら、公認心理師の活動実態と課題を明らかにする。

3 公認心理師の活動実態と課題

令和 5 年度調査の主要な結果によれば、現在の主たる勤務先（単一回答）は、保健医療分野 24.1%、福祉分野 24.7%、教育分野 27.1%、司法・犯罪分野 3.9%、産業・労働分野 5.6%、その他の機関 8.3%であった（母数 38,827 名）。全体的な特徴としては、ジェンダー構造として女性が公認心理師全体の約 7 割を占めていること、僅差ではあるが教育分野で勤務する公認心理師が最も多いこと、非常勤が 4 割を占めており職業として不安定であ

ること、複数の勤務先を持つ者が多く、常勤ポスト（25.4%）が不足していること（複数回答の現在の勤務先では全回答者のうち、保健医療 30.7%、福祉 29.5%、教育 34.2%、司法・犯罪 4.7%、産業・労働 8.2%に変化）、心理検査や心理療法が主な仕事内容であること、公認心理師以外との多職種連携を求められることが多いこと等が挙げられている。なお、既存心理職との重複は、臨床心理士資格保有者が最も多く 38.9%であった。医師免許保有者との重複は 1.5%であった。そして、先述の主要 5 分野及びその他の施設に関する現状と課題をそれぞれまとめた結果、各分野に特異的な課題が見出された。

4 公認心理師の国家的活用に向けて

今後、公認心理師を国民のために一層活用するためには、公認心理師の活動の場そのものを拡大していくことに加え、公認心理師自身の能力向上という 2 つの側面があると考えられる。前者については、厚労省制度推進室は行政説明の機会に公認心理師の活躍の場の拡大に資するよう機会を捉えて周知に努めていくとしており、徐々にその成果も出はじめている。しかしながら、まだ十分であるとは言えないため、抽象的に広報したり、自然な広がりを期待したりするにとどまらず、具体的な依頼文書等の発出やプロモーションの実行等によって国家資格としての公認心理師の周知を積極的に図っていく必要がある。

また、公認心理師自身の能力向上については、指導者の法定講習等の機会に用いられる「段階別到達目標」に示されているように、学部段階、大学院段階、就職後 5 年目の 3 段階を設定し、エビデンスに基づく公認心理師としての態度、専門技能、組織性と学際性、研究・研究能力の 4 つの大項目を掛け合わせる形で指導することが望ましい。なお、未整備である標準化された「実習（指導）ガイドライン」を早急に作成する必要がある。

さらに、公認心理師制度を議論する諸団体の在り方、養成カリキュラム、公認心理師資格取得後の継続的な研修等に関する課題等を指摘した。なお、主要 5 分野の共通性を前提とした公認心理師制度は、各分野の特徴や独自性を踏まえると、より専門分野に特化した養成や研修という観点も非常に重要である。そのためには、職能団体等の例にあるような専門分野に特化した公認心理師を養成していくことも有用な観点である。こうした見方を踏まえ、行政の在り方、主治医の指示の問題、国家試験の在り方等をまとめた。

厚労省制度推進室による公認心理師法附則第 5 条に基づく検討義務は果たしたと見なせるものの、その後の実効性を持った制度改革等はほとんど進んでいない。例えば、保健医療分野においては、診療報酬の改定に伴う活動の場の拡大のため、公認心理師の採用形態等の施設基準として要求される事項等にも対応できる体制を充実していく必要がある。

5 公認心理師の今後の方向性

- （１）国民に対する公認心理師の更なる周知と活動の場の拡大に努める必要がある。
- （２）公認心理師の資質能力の向上のために、エビデンスに基づく公認心理師の活動に関して、その基盤となる心理学界のコンセンサスを形成する必要がある。
- （３）公認心理師養成のコアカリキュラムを明確に設定し、それを国家試験の出題等に適切に反映する必要がある。
- （４）公認心理師を心理学領域における汎用の基礎資格と位置付け、主要 5 分野の実状等

に応じて標準化された専門公認心理師制度等の在り方を検討する必要がある。

(5) 公認心理師資格取得後の継続的研修義務等に関する制度化を検討する必要がある。

目 次

1	本報告の背景	1
2	現状と問題点	3
3	公認心理師の活動実態と課題	4
(1)	全体的な傾向	4
(2)	保健医療分野	4
(3)	福祉分野	5
(4)	教育分野	7
(5)	司法・犯罪分野	8
(6)	産業・労働分野	9
(7)	その他の機関	11
4	公認心理師の国家的活用に向けて	11
(1)	公認心理師の活動の場の拡大について	11
(2)	公認心理師自身の能力向上について	12
①	演習実習の指導について	12
②	公認心理師制度を議論する諸団体について	12
③	養成カリキュラムについて	13
④	公認心理師資格取得後の継続的な研修について	15
⑤	公認心理師に関する行政の在り方について	15
⑥	主治医の問題について	16
⑦	国家試験について	16
⑧	検討事項結果に基づいた制度改革等について	16
5	公認心理師の今後の方向性	18
	<参考文献>	19
	<参考資料>	21
	<参考資料>審議経過	30

1 本報告の背景

公認心理師は、その根拠法として平成 27 年（2015 年）に公認心理師法が公布され、心理学に関する初めての国家資格として位置付けられた¹。公認心理師法の目的は、心理学の専門知識と技術を持つ専門家を国家資格として認定し、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することとされている（第 1 条：資料 1）。公認心理師は、令和 8 年（2026 年）6 月末日現在で 76,547 名登録されており、主として保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の 5 つに括られる各分野において、法第 2 条（資料 1）に基づき、4 つの業務を行うこととされている。それらは、心理検査や面接等による心理状態の観察・分析、カウンセリング等による相談・助言・指導等の心理支援、家族や他の関係者への助言・指導、心の健康に関する教育・情報提供である。これらの公認心理師による国民に対する心理支援体制の強化は、我が国のメンタルヘルス政策を大きく前進させることにつながり、社会的基盤を強固にするための社会インフラともなる。その一例として、日本の自殺者総数は近年減少傾向にある一方で、小中高生を含む若年層の自殺者数は増加傾向にあるため[1]、喫緊に支援策を構築することが必要であること等が挙げられる。

公認心理師法附則第 5 条においては、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。なお、公認心理師法には、国会における法案の採決の際に衆参両院それぞれの所管委員会において附帯決議がなされており、法の施行及び心理専門職の活用の促進に当たり、特段の配慮をすべきである事項を明示している（資料 2）。両院の附帯決議に共通している点として、臨床心理士等の既存の心理専門職がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重すること、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を定めること、共管である文部科学省及び厚生労働省は互いに連携し、十分協議した上で進め、関連各府省庁は同法の施行に関し必要な協力を行うこと、等が挙げられている。

これまでの日本学術会議における意思の表出において、公認心理師（名称正式決定前の仮名称「職能心理士」等も含む）に直接言及しているものは 5 つあり、対外報告「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」（平成 20 年（2008 年）4 月）[2]がその端緒となった。同報告においては、昭和 63 年（1988 年）財団法人日本臨床心理士資格認定協会が大学院修士課程で臨床心理士養成教育を行うために、大学院に特化した臨床心理士養成大学院認定制度を設けたことの大きな影響性を踏まえて、心理学国家資格創設の必要性を述べていた。続いて、提言「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国家資格法制的確立を」（平成 20 年（2008 年）8 月）[3]が公表されており、特に医療領域における心理学国家資格創設の必要性が強調されていた。具体的には、職能心理士（医療心理）の、養成カリキュラムの学士課程設置、国家資格法制化、国家資格取得の仕組みの確立が掲げられていた。

¹ 臨床心理士は、昭和 63 年（1988 年）に日本臨床心理士資格認定協会によって認定が始められた最大規模の民間資格であり、公認心理師法の公布以前は我が国の実質的な標準資格であった。令和 7（2025）年 4 月 1 日現在で 43,083 名が登録されている。

その後、平成 27 年（2015 年）の公認心理師法の公布以降には、提言「心理学教育のあるべき姿と公認心理師養成―「公認心理師養成カリキュラム等検討会」報告書を受けて―」（平成 29 年（2017 年）9 月）[4]において、公認心理師養成の教育課程、大学教育の質保証の在り方に関する提案がなされている。具体的には、大学の公認心理師養成教育は、資格教育だけに専心するのではなく、高等教育の人材養成にふさわしい学士力を担保した教育課程を前提にして行うべきであること、公認心理師養成カリキュラムの実施に当たって、担当教員の不足を補うために、単位互換を行う大学間及び大学院間のコンソーシアム制度を創設すべきであること、公認心理師養成においては、日本学術会議が平成 26 年（2014 年）に発出した心理学教育の「参照基準」[5]を重視した質保証を行い、5 年後の見直しでは国際標準に沿って公認心理師カリキュラムの再検討が必要であること、大学や大学院における公認心理師養成カリキュラムには、到達目標に加えて標準的なシラバスと実習マニュアルの策定を急ぐ必要があること、公認心理師の技能を真に査定できる国家試験の事例問題の妥当性を事前及び事後に検証すべきであること等に集約されている。

続いて、提言「未来のための心理学の市民社会貢献に向けて：高等学校の心理学教育と公認心理師養成の充実を」（令和 2 年（2020 年）9 月）[6]においては、心理学教育と公認心理師養成の社会的役割について言及がなされている。具体的には、高校・大学・市民社会と連続した心理学の社会的貢献を充実させるべきであること、高等学校の心理学教育を充実させるべきであること、現行の公認心理師の養成カリキュラムについて諸点の修正を行うべきであること、公認心理師の実習制度や国家試験制度等の適正化を図るべきであること、公認心理師の能力を発揮できる現場を拡大するべきであること、公認心理師制度見直しの際には先に述べた日本学術会議の参照基準（心理学分野）を反映させるべきであることを掲げている。

このうち、心の科学教育に関しては、報告「心についての科学教育の未来像～よりよい社会を実現するために～」（令和 7 年（2025 年）12 月）[7]において、そのあるべき内容が論じられている（公民科における心理学教育の充実、中学・高校で学べる心理学の体系化と大学で学べる心理学との対応付け、大学・大学院教育におけるキャリア教育の強化、心理学者自身による社会への発信の強化）。したがって、これらの意思の表出を総合すると、日本学術会議の公認心理師に関係する分科会においては、心理学教育の質保証、心理職国家資格の学術的構想、公認心理師養成システムへの提言、その後の教育・キャリア形成の再検討等を担ってきたといえる。しかしながら、現時点においても、これらの問題点や課題は十分に解決されているとはいえず、引き続き様々な角度から検討を行っていく必要がある。また、公認心理師は、法施行後相応の期間を経たにもかかわらず、資格に対する国民からの認知度はいまだ高いとは言えず、主要 5 分野の活動内容にも公認心理師法成立以前の既存の枠組みの影響を受けたものが多いため、その整理も必要になっている。したがって、今後国民の利益を最大化するためにこれらの改善を加速させる必要があるため、公認心理師の国家的活用の在り方に関する意思の表出として本報告を発出することとした。

2 現状と問題点

公認心理師法附則第5条に基づく法施行の状況の検討に関しては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室（以下、厚労省制度推進室とする）によって行政的検討が進められてきた。具体的には、社会保障審議会障害者部会において「公認心理師法附則第5条に基づく対応状況について：ヒヤリング結果に基づく中間整理」を公表している（令和5年（2023年）6月）[8]。同中間整理においては、令和2年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」の13,000名のデータに対する言及があり、初めて公認心理師の活動実態を把握するに至っている。その後引き続き行われた令和5年度公認心理師活動状況等調査（以下、令和5年度調査とする）では、令和5年（2023年）10月末日時点の公認心理師登録者全員（71,732名）を対象として調査を実施し、回答が得られた38,827名（54.4%）について、最新の活動実態を報告している（令和6年（2024年）3月）[9]。この調査結果の内容は、当該時点での公認心理師を対象とした悉皆調査に基づくデータとして非常に貴重なものである。ただし、公認心理師は、当初資格取得に至る8つのルートを設定してきた経緯があり（現在は7ルート：資料3）、このうち、A、Bルートは最低6年間の養成期間を要するため、同報告の多くはGルート（67%）を含む現任者を対象としていることには留意が必要である（A、D、Eルートは合計31%）。厚労省制度推進室は、この報告に基づき、令和6年（2024年）7月に「公認心理師法附則第5条に基づく対応について」[10]を社会保障審議会障害者部会に提出し、これを最終報告と位置付けている。

また、公認心理師に関する厚生労働省障害者総合福祉推進事業に関しては、令和元年（2019年）度以降、毎年のように検討会等が実施されているが（資料4）、このうち、最終報告の根拠になっている令和5年度調査の結果が公認心理師の議論の際には重要なデータである。そこで、本報告においても当該の調査結果や最終報告を概観し、それぞれの分野で高い見識を持って第一線で実践活動をも行っている研究者の意見を参照しながら、公認心理師の活動実態と課題を明らかにする。なお、研究者からの意見に関しては、公開シンポジウムの形式をとり、本報告として取りまとめていくこととした（日本学術会議主催・日本認知・行動療法学会共催シンポジウム（令和6年（2024年）9月）、日本認知・行動療法学会主催シンポジウム（令和7年（2025年）8月）：資料5）。また、公認心理師の主要な2つの職能団体（公益社団法人日本公認心理師協会と一般社団法人公認心理師の会）の連名で、国民のための公認心理師制度を推進する議員連盟に対して、公認心理師の活用に関する要望書を提出している（令和7年（2025年）6月：資料6）。その内容の特徴は主要5分野のいずれもが網羅されている点にあり、実際の現場を熟知した公認心理師の意見を集約したものであることから、参照すべき課題内容として位置付けられる。

3 公認心理師の活動実態と課題

(1) 全体的な傾向

令和5年度調査の主要な結果においては、現在の主たる勤務先（単一回答）は、保健医療分野 24.1%、福祉分野 24.7%、教育分野 27.1%、司法・犯罪分野 3.9%、産業・労働分野 5.6%、その他の機関 8.3%であった（無就業者等 6.4%、母数 38,827 名）。なお、以下の統計値は令和5年度調査の結果に拠るものである。全体的な特徴としては、女性が公認心理師全体の約7割を占めていること、僅差ではあるが教育分野で勤務する公認心理師が最も多いこと、非常勤が4割を占めており職業として不安定であること、複数の勤務先を持つ者が多く、常勤ポスト（25.4%）が不足していること（複数回答の現在の勤務先では全回答者のうち、保健医療分野 30.7%、福祉分野 29.5%、教育分野 34.2%、司法・犯罪分野 4.7%、産業・労働分野 8.2%に変化している）、心理検査や心理療法が主な仕事内容であること、公認心理師以外との多職種連携を求められることが多いこと等が挙げられている。なお、既存心理職との重複は臨床心理士資格保有者が最も多く 38.9%であった。医師免許保有者との重複も 1.5%おり、また弁護士資格を有している者もごく少数であるがいた。

(2) 保健医療分野

勤務先は、精神科を主とする病院 30.6%、身体科を主とする病院 24.3%、一般診療所（精神科主体）18.6%、保健所・保健センター13.2%、一般診療所（精神科以外が主体）8.8%と続いている（保健医療分野の従事人数 9,368 名が母数）。支援の対象は、人間関係に関する問題 73.0%、成人期の問題 71.5%、思春期・青年期の問題 64.9%等の割合が高く、心理面接・カウンセリング等の対象は、発達障害（自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如・多動性障害等）79.1%、気分症：抑うつ症、気分変調症等 69.3%、不安又は恐怖関連症 63.4%等の割合が高かった。内容は、個人に対するアセスメント面接 70.4%、個人に対する心理面接（カウンセリング、心理療法：外来、通所）66.6%、個人に対する心理検査 66.5%と続いている。また、心理的支援業務を行う者としてチームで関わる支援では、精神科医療に関するチーム 57.6%の割合が特に高かった。医療の基本には対人サービスが含まれていることから、その機能を担う公認心理師の役割は大きい。したがって、具体的な事例検討に限らず、様々なエビデンスの水準での情報の蓄積や発信が必要である。なお、高い水準の情報発信には多くの研究参加者や研究協力者が必要になるため、研究者の協働プラットフォームとして関連学会等が情報発信を主導することが期待される。また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの実装に伴い、市町村、保健所、精神保健福祉センター等、地域での活動の増加が想定されるため、利用者に対する直接サービスに加えて、多職種や地域住民に対する認知行動療法等を活用したコンサルテーションや情報提供を通じて地域社会に貢献できることが望ましい。

また、平成30年（2018年）度の診療報酬改定時に、臨床心理技術者の文言が公認心理師に置き換えられた上で、平成31年（2019年）4月1日から当分の間、臨床心理技

術者として保険医療機関に従事していた者及び公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者は「公認心理師とみなす」とこととされた。その後、保健医療分野における診療報酬上の公認心理師に係る評価は徐々に拡大し、令和6年（2024年）度は精神科専門療法の中に「通院・在宅精神療法心理支援加算」を新設し、心的外傷後ストレス障害に対する対面による心理支援が算定されるようになった。さらに、令和8年（2026年）度診療報酬改定においては、同じく精神科専門療法における「認知療法・認知行動療法」（認知行動療法的アプローチに基づく心理支援）の実施者に公認心理師が追加され、330点の評価が新設された。さらに「通院・在宅精神療法心理支援加算」が拡充され、神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害に対する心理支援の算定が行えるようになった。これらの変化は、様々な精神疾患に対する対面による心理支援（従来、心理療法と呼ばれてきた支援）を公認心理師が担うことを保険制度が認めたことを意味する。なお、令和10年（2028年）5月31日をもって、先の「みなし公認心理師」が廃止されることも明示されている。施設基準には、認知行動療法の実施経験のある公認心理師が常勤で勤務していることが含まれるなどハードルが高いものの、これらの改定は公認心理師を雇用しやすい体制整備に大きく資することから、公認心理師の配置の拡大、安定した雇用の強化につながることが期待できる。保健医療分野においては、保健医療制度の中で組織として運営されるため、他の専門職との協働が特に重要である。その際、様々な疾患の診断を含めた病態理解は重要であるが、公認心理師は診療の補助行為を行えない（診断や治療に従事しない）資格であることに留意しつつ、心理学に基づく生活環境への適応や生活の質の向上を目指した心理支援への取組に注力していくことが必要である。そして、これまでの公認心理師による支援の実態を踏まえ、社会からのニーズに今後よりしっかりと応えていくこと、さらに、将来的にも保健医療の現場の実態に即した診療報酬改定等が行われることが望まれる。

（3）福祉分野

福祉分野は、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉に大きく分けられるが、勤務先は、児童福祉施設等（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援等）20.1%、障害者福祉分野の相談支援・通所機関（入所支援系を除く障害福祉サービス事務所、障害者支援施設等）17.2%、児童相談所13.2%、市区町村子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点9.5%、児童福祉施設等（児童発達支援センター）6.6%と児童福祉を中心に続いている（福祉分野の従事人数9,571名が母数）。

支援の対象は、子どものカテゴリーでは、発達障害76.0%、知的障害64.7%、子ども一般64.6%、不登校48.7%、虐待46.1%、大人のカテゴリーでは、発達障害46.2%、精神疾患（うつ病）44.3%、精神障害41.5%、子育て一般40.0%、知的障害37.2%、大人一般32.6%、ひとり親家庭30.3%等の割合が高かった。支援内容は、本人に対して、アセスメント面接67.1%、心理的支援58.9%、心理検査43.8%、他職種へのコンサルテーション40.2%等が多く、本人以外に対しては、家族、団体の心理アセスメント34.8%、学校・園での関与・観察33.8%が上位にある。他分野・他施設との連携も特徴的であり、

福祉 91.7%、保健医療 68.6%、教育 58.5%、司法・犯罪 17.2%、その他 37.0%であった。逆に他分野からは、保健医療 73.4%、司法・犯罪 73.3%、教育 69.8%、産業・労働 33.1%と続いている。他の福祉系資格との重複は、社会福祉士 12.2%、精神保健福祉士 11.6%、保育士 6.8%、介護福祉士 4.1%となっている。

一般財団法人公認心理師試験研修センターによる公認心理師試験出題基準・ブループリントにおいては、5分野の中でも、福祉分野は出題基準等の改定の際に最も追加や変更が多い。つまり、この分野は公認心理師の職務内容等が社会的な状況の変化を受けやすく、いまだ職務内容が流動的であることが推測されるため、一層の職務内容等の明確化が求められる。また、我が国の社会構造を踏まえれば、高齢者福祉の枠組みから公認心理師への期待がより高くなっていることは自明であり、それは国家試験の高齢者福祉に関する出題が増えていることによっても裏付けられている。また、令和6年(2024年)に施行された認知症基本法を踏まえた公認心理師の活用も今後期待されるが、社会構造の変化に伴い、地域包括支援センター等の経営的側面の影響を大きく受けることも予想される。加えて、児童福祉の現場においても、令和6年(2024年)度障害福祉サービス等報酬改定において、支援時間に応じた区分で報酬を算定する仕組みへと改定が行われており、個別かつ短時間の支援提供では十分な報酬を得にくく、相対的に長時間の支援提供が促進される構造へと変化している。その結果、比較的軽度の知的側面の遅れや発達特性を有する子どもに対して、従来提供されてきた個別支援が実施しにくくなり、公認心理師が専門性を発揮して個別療育を行う機会が減少しているという現状もあることから、公認心理師の活用という観点から更なる報酬改定を念頭に置いた継続的な実態把握を行う必要がある。

福祉分野における公認心理師は、人権擁護を対人支援の水準で具体化する専門的中核を担う存在として位置付けられる。関係法令において掲げられる「共生社会の実現」、「尊厳の保持」、「意思決定の尊重」といった理念を実効性あるものとするためには、意思形成過程への専門的支援が不可欠であり、その担い手としての公認心理師の関与が重要となる。とりわけ、意思があるにもかかわらず、それが適切に形成、表現、尊重されにくい状況にある者に対しては、その意思形成過程に寄り添い、意思表出を支援し、意思決定が適切に尊重されるよう専門的に関与する役割が期待される。一方で、今後の課題として、要支援者の適切なアセスメントを踏まえて、意思決定支援に関する専門性の標準化と可視化が十分になされる必要があること、多職種連携の中で心理職の専門性が制度的に位置付けられる必要があること等が挙げられる。

昨今の福祉分野の支援においては、要支援者のいわゆる「マイナス」を減らすという視点だけではなく、「マイナス」がありながらも個々人がいかに生きがいを持って生活できるかという「プラス」を増やすという視点が重要であるとされている。また、同じ医学的診断名であっても、要支援者の個々の知的能力、認知的情報処理の仕方等の差異が大きいため、心理面接等においても、要支援者に対する話し方の調整、一度の面接で扱う情報量の調整、コミュニティにおける間の取り方等、個別性の高い支援スキルが求められる。公認心理師は多職種連携を前提としており、これらの知識やスキルを他の職種の職員にも助言をする役割を担うことが期待される。その際には、要支援者を疾患の

症状等で理解することと、生活の中で生じる具体的な問題等で理解することの双方が求められる。

(4) 教育分野

勤務先は、公立中学校・高等学校等 35.2%、公立幼稚園・小学校 35.1%、公立教育相談機関・教育委員会等 23.4%、大学・短期大学・専修学校等学生相談室 17.0%、特別支援学校・特別支援学級・通級指導学級 8.8%と続いている（教育分野の従事人数 10,512 名が母数）。支援の内容は、発達障害等に対する対応 88.5%、不登校に対する対応 87.3%、友人関係に対する対応 84.8%が高い値になっている。支援の方法は、教職員へのコンサルテーション 80.0%、個人に対する心理面接 73.0%、学級・学校における関与・観察 73.0%と続いているが、学業、心身の健康、教師との関係、家庭環境、自傷行為、いじめ、インターネット問題、虐待、非行、性別違和、ヤングケアラーや貧困、外国とつながりのある子どもへの対応等も含まれており非常に多岐にわたる活動を行っている。

主要5分野においては、教育分野を主たる勤務先とする公認心理師が最も多く、機関別の割合においても、上位5つのうち3つが公立の学校や教育相談機関である。また、心理的支援業務を担う公認心理師の取得資格等については、臨床心理士に次いで教諭免許を有している者が多いことから、非常勤で雇用されているスクールカウンセラーの他、常勤で雇用されている教員もしくは教育行政職に就いている者が公認心理師の資格を保有していると推測される。子どもと長時間関わることのできる教員が公認心理師としての専門的知識や技術を踏まえて心理的支援に携わることには一定の意義がある。しかしながら、公認心理師養成と教員養成のカリキュラムの両方を履修することは、学生にとって負担が極めて大きい。また、Gルート等の現任者の割合が多い現状を考慮すると、やがて教諭免許を有していない公認心理師の割合が高くなることが予想されるため、スクールカウンセラーの雇用形態の多くが非常勤のままである場合、現状の就業状況のデータが大きく変化する可能性が高い。したがって、教育分野の現状を踏まえながら、質の高い心理的支援を提供することのできる公認心理師の養成や研修の体制を早急に整える必要がある。

教育分野で活動する公認心理師にとって特に重要な施策は、文部科学省による不登校対策を念頭に置いた COCOLO プラン（令和5年（2023年））である。不登校児童生徒数の減少を掲げて開始されたスクールカウンセラー事業も、教育機会確保法の制定や「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の増加等を踏まえて、その背景となる考え方が大きく変化している。また、生徒指導提要の改訂、いじめ防止対策推進法に基づく関連施策、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づく SOS の出し方に関する教育の推進等、公認心理師の活動に大きく関わる教育施策が近年次々と変化している。それに加えて「チーム学校」と呼ばれる多職種連携の中で活動することが求められるため、公認心理師も常に最新の考え方や教育の動向を学ぶ姿勢が非常に重要になる。そして、特別支援教育における個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成において、担任や特別支援教育コーディネーターと連携し、心理学的アセスメントに基づいた計画づくりが適切に行われるようになることも期

待される。実際には、スクールカウンセラー等の研修は、各地方公共団体に委ねられていることから、それらの研修内容等の体系化や標準化も必要である。

その一方で、個の多様性が強調される現代社会において、教育分野は他の分野と比較しても支援の成果を議論するアウトカム指標の設定が困難であることが多い。学力の向上や不登校児童生徒数の減少、いじめや様々な問題行動の認知件数減少（真の実態把握のためには増加することがよいとされる解釈もある）と設定することができても、実際には、いわゆる「非認知能力」の促進や学びの多様化学校等の設置等、アウトカムの指標の変化が一義的に解釈できない複雑な様相がある。例えば、「子どもの問題の本質は家族の問題である」などの理解が、子ども自身の問題解決や成長自体に重きを置かない支援の方向性になる場合がある。これらのことが、公認心理師の活動による効果のエビデンスを示しにくい背景にもなっている。さらに、昨今は生徒指導提要の改訂等にあわせて、ネガティブな状態を改善する側面に加えて、それらを予防したり、ポジティブな状態を促進したりするポジティブ行動支援が強調される傾向があるため、ますます支援の目標設定の複雑さが増している。スクールカウンセラー等の教育分野で活動する公認心理師は、このような現状を十分に理解し、受容・共感的姿勢をベースにしながらも、学校風土を踏まえて支援の方向性を定めていく能力が特に必要とされる。このような能力を育成、発揮するためには、大学や大学院で教育分野の必修科目を修め、関連法令によって活動が明確に位置付けられている公認心理師のスクールカウンセラーとしての常勤化が必要である。また、常勤化によって、災害支援や緊急支援時のより一層の迅速対応も可能になることが期待される。

(5) 司法・犯罪分野

勤務先の割合は、法務省矯正局関係（少年鑑別所、少年院、刑事施設等）35.5%、裁判所関係（家庭裁判所等）24.9%、警察関係 21.1%、法務省保護局関係（保護観察所、地方更生保護委員会、更生保護施設等）9.9%、各種支援団体（被害者支援、加害者更生支援等）6.7%と続いている（司法・犯罪分野の従事人数 1,527 名が母数）。支援の対象は、本人の親族 63.5%、非行少年 61.4%、他の司法・犯罪分野の関係者 59.4%、教育分野の関係者 45.0%、福祉分野の関係者 44.8%が高い値を示している。支援の内容は、個人に対するアセスメント面接 64.0%、個人に対する心理面接（カウンセリング、心理療法）56.1%、司法問題を抱える当事者の家族及び問題を抱える家族に対するアセスメント 39.5%が高い値を占めている。

司法・犯罪分野の大目標は再犯の防止と犯罪被害者の支援であり、公認心理師も、再犯を防止し、犯罪被害に遭う者を減らすべく安全・安心な社会づくりの実現に寄与する責務を担う。具体的には、刑事司法の枠組みや少年保護手続の中で、犯罪者や非行少年に対するアセスメントや心理的支援等を行い（家庭裁判所調査官の調査業務の一部を含む）、警察や地方公共団体、犯罪被害者等早期援助団体や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の民間施設において被害者の支援を行うこと等が求められる。犯罪者や非行少年の支援を担うのは主に公的施設であることから、そこで活動する公認心理師は公務員であり、常勤がほとんどであるが、職員定員が厳格に定められて

いることから採用人数が限定されている。また、要支援者の特徴（モチベーションの低さ、拘禁反応等）を踏まえた専門性（矯正施設では公安職としての職責も生じる）が求められる。また、民間に比して研修体制が体系化され、スーパービジョン等の資質向上のシステムも整っている。特に、特別改善指導に代表される再犯防止施策の推進に加え、令和7年（2025年）の拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律）の施行に伴い、これまで以上にアセスメントや心理的支援へのニーズが高まっている。

ただし、公的施設における職員は各種公務員試験によって採用されるため、公認心理師資格の保有の有無は直接的には関係がないのが現状である。したがって、矯正施設で勤務する医師や看護師と同様に、心理学の専門性を有していることの証として、職務内容によっては公認心理師資格を有する者を優先して登用する人事の仕組みを整えることも必要である。公認心理師はまだ新しい国家資格であるがゆえに、法令等に加えていわゆる「伝統や慣例」の壁があると思われるが、公的施設こそ率先して国家資格保有者の待遇を整えるべきである（現状では公認心理師が最もその専門性を活用していない分野である）。また、学協会や民間団体が実施する研修会や関連する他施設交流研修等の機会を更に拡大、促進するために、職務や待遇上の改善をすることも考えられる。これによって、自らが勤務する施設や分野の公認心理師の活動に加え、他施設、他分野の実状や公認心理師の活動を学ぶことが自らの研鑽を積む機会となり、結果的に再犯の防止や安全・安心な社会づくりへという社会的貢献の質的な向上につながると期待できる。

犯罪被害者支援に関しては、犯罪被害者支援法や犯罪被害者等基本計画等に基づいて警察庁を中心として、犯罪被害給付制度等を含めて具体的な施策が整備されつつある。そして、民間の被害者支援団体等とも次第に連携がなされるようになってきている。特に性犯罪被害者支援に関しては、ワンストップ支援センターが全国的に立ち上げられるなど、近年大きな広がりを見せている。犯罪被害者やその遺族等は、身体的、経済的被害のみならず、心的外傷後ストレス障害等の精神的被害を引き起こす可能性が高いため、それらに適切に対応できる公認心理師の養成、施設等への配置が必要である。また、令和8年（2026年）12月25日施行のこども性暴力防止法（いわゆる日本版DBS法）はこれまでになく踏み込んだ内容になっており、子どもに関わる職業に就く者は、性犯罪歴の確認が求められるようになった。加えて、その衆参両議院の所管委員会における附帯決議には、加害者の改善更生及び社会復帰を支援するため、認知行動療法に基づく治療的支援を強化し、加害者更生プログラムの充実を図るとされており、被害者支援、加害者支援の双方において、公認心理師の実働が期待されている。その際には、双方の支援に従事する各施設をシームレスにつなぐ法令や枠組みの整備等も必要である。

（6）産業・労働分野

勤務先は、組織内の健康管理・相談室 48.4%、組織外の労働者等の心理支援を行う健康管理・相談機関 32.0%、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター以外の就労支援機関（ハローワーク等） 14.5%、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター 5.4%と続いている（産業・労働分野の従事人数 2,180 名が母数）。支援対象は、就労者本人 90.4%、人事・労務担当者 69.0%、障害者就労の人 51.9%、本人の上

司・管理職者（コンサルテーション）44.4%等が高い値を示している。支援内容は、職場復帰に関する相談・支援 78.5%、個人に対する心理面接（カウンセリング、心理療法）68.7%、就労者本人に対する心理教育 67.2%、個人に対するアセスメント面接 66.2%等が高い値を示している。非常勤で勤務する者は 47.8%と多い。

また、産業・労働分野における近年の大きな変化は、ストレスチェック制度の導入である。これは、平成 27 年（2015 年）より 50 人以上の事業場において実施が義務化され、平成 30 年（2018 年）の労働安全衛生規則改正により、公認心理師が実施者として認められた。令和 5 年度調査においても当該分野の 46.7%がストレスチェックを活用した業務を行っていることが示されている。さらには、令和 7 年（2025 年）5 月に公布された改正労働安全衛生法の施行により、労働者数 50 人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務化されることから（施行期日は公布後 3 年以内に政令で定める日）、心理的支援のニーズがますます高まることが予想される。

産業・労働分野においては、働く者すべてが支援対象であり、健康な者を含む、個人と組織の双方に対して 1 次～3 次予防のアプローチが求められる（1 次予防は症状の発症の防御、2 次予防は症状の早期発見と早期対応、3 次予防は症状の重症化と再発の防止に主眼が置かれる）。そして、心理的問題だけでなく、業務遂行上の問題解決と適応支援を行うため、国の関連法規をはじめ、就業規則等の社内ルールに則り、関係者との連携や環境調整を通じた対応が必須である。特にメンタルヘルスとキャリアや安全衛生等は深い関係にあるが、勤務先部門（人事・労務、健康管理、安全衛生、経営企画、健康保険組合等）と位置付けにおいても心理職に期待される役割が大きく異なる。この際、世界保健機関（WHO）による職場のメンタルヘルス対策ガイドライン（令和 4 年（2022 年））は、国や事業者等に向けたエビデンスに基づく介入の枠組みとなりうる。具体的には、組織への介入、管理監督者へのトレーニング、労働者へのトレーニング、個人向け介入、精神的な問題による休業後の職場復帰、精神的な問題がある当事者の就労の 6 つに分類されている。

現状の当該分野の公認心理師は、労働者の自死や事故災害時の緊急支援、当事者や周囲の者が対応方法に苦慮する事例に対して協力を求められることや、病欠者や休職者を対象とした復職支援に関わるが多い。すなわち、実際の支援場面では「非常時や困った時の相談先」という機能が多く、産業保健の法制度を踏まえた中核的役割（例えばストレスチェックを活用した心理支援、集団分析結果を活用した支援等）を担うまでには至っていないのが現状である。一方で、経済産業省は、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えを踏まえ、健康管理を経営的視点から戦略的に実践することを「健康経営」とし、平成 26 年（2014 年）からは上場企業を対象に「健康経営銘柄」の選定を開始した。また、平成 28 年（2016 年）からは「健康経営優良法人認定制度」を推進した。これらの認定においては、睡眠、喫煙、運動習慣、飲酒等健康習慣の改善、ワークエンゲージメント向上、精神疾患による長欠数の低減、マインドフルネスの推進、ストレスチェックによる職場環境改善、デジタルヘルスツールの活用（睡眠計・アプリ）、各種健康教育を推奨している。このことから、徐々に公認心理師の活躍が期待できる環境が整いつつある。一方で、公認心理師の雇用に至るプ

ロセスや健康経営活動に関わるプロセスが各会社等任せになっており、不安定な職域であることから、関連する法令等で定めていく必要がある。

(7) その他の機関

主要5分野以外の勤務先としては、大学・研究所等（教育・養成、研究等）48.9%、私設心理相談機関等38.6%、大学等附属の地域向け心理相談施設（学内の学生相談を除く）11.8%、国又は地方公共団体の心理相談施設等5.6%と続いている（その他の勤務先機関の従事人数5,325名が母数）。支援の内容は、個人に対する心理面接（カウンセリング、心理療法）68.3%、個人に対するアセスメント面接63.5%、心理教育52.4%、研修会等での講演・広報誌等の発行・寄稿50.3%が高い値を示している。これらの機関に属する公認心理師の活動状況についても、継続的に調査を行っていく必要がある。

4 公認心理師の国家的活用に向けて

今後主要5分野の括りにかかわらず、公認心理師を国民のために一層活用するためには、公認心理師の活動の場自体を拡大していくことに加えて、公認心理師自身の能力向上という側面についても強化していくべきであると考えられる。以下、2つの側面の機能強化について述べる。

(1) 公認心理師の活動の場の拡大について

前者に関しては、厚労省制度推進室がまとめているように、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与するという法の目的が達成されていることについては概ね同意できる。心理職としての業が法に明確化されたことや、業務を行うに当たっての各種義務が規定されたことによって、確実に他の職種等と対等な立場で情報共有や連携が行えるようになってきている。国としても行政説明の機会に公認心理師の活躍の場の拡大に資するよう機会を捉えて周知に努めていくとされており、各分野における活動の場も次第に広がってきている。その一方で、地方公共団体やそれに準ずる公的施設等であっても、条例や申合せ等で心理職の資格が臨床心理士等の他の資格名で定められていることによって公認心理師を雇用できる状態にない例もいまだ多くある。専門職としての公認心理師という存在を抽象的に広報したり、自然な広がり期待したりするにとどまらず、依頼文書等の発出やプロモーションの実行等によって積極的に国家資格として周知を図っていく必要がある。そして、関連する職能団体や公認心理師自身に対しても、積極的に公認心理師資格を保有していることを職場等で表明することを促進するなどの依頼をすることも有用である。また、自身が所属する職場や分野以外の公認心理師が、どのような職場でどのような活動を行っているのかについて互いに十分に知らない現状があるため、例えば令和5年度調査結果を公認心理師や近接の職種に周知するなどによって、他の分野の公認心理師に紹介できるようになることも有用な手段である。このような具体的な周知や広報の取組によって、国民が支援を必要とした時にどのように公認心理師にアクセスすればよいかの理解が深まることが期待できる。これらの根拠になりうる資料として、厚労省制度推進室が公認心理

師の継続的な実態調査を掲げている点は非常に適切である。

(2) 公認心理師自身の能力向上について

① 演習実習の指導について

公認心理師の養成に当たっては、公認心理師法施行規則に基づき要件を満たす大学や大学院の講義や臨床現場での実習等が展開されている。規則第3条においては、実習演習担当教員及び実習指導者が、公認心理師資格取得後5年以上の実務経験を有し、かつ法定講習を修了することが求められているが、現状では規則附則第8条に基づく指導経験等に読み替える経過措置が取られている。法定講習自体は、令和5年（2023年）から実施されており、臨床現場の実習指導者は2日間の受講、大学や大学院の実習演習担当教員は5日間（うち2日間は実習指導者と同一内容）が義務付けられている。なお、実習演習担当教員のうち実習指導者を兼ねる者は計7日間の受講が義務付けられているが、明確な法令等の解釈の説明なしに実質2日間はほぼ同一内容を2回の講習会で重複して受講する運用がなされており、直ちにこの現状を改善することが必要である。加えて、特に教育分野、司法・犯罪分野、産業・労働分野の実習現場においては、誰が臨床現場の実習指導者になって運用していくのかに関する十分なコンセンサスが得られておらず、その多くが当該分野で従前から行われている人事異動や雇用形態、職掌等の仕組みに適切に組み入れられていないため、安定的に指導者としての人材を配置するためには、それらを改善する具体策を検討することが必要である。さらに、経過措置終了後に演習実習の指導者を公認心理師資格保有者に限定することは、大学・大学院のカリキュラムや教員人事に及ぼす影響が大きいため、学生の視野を狭めないようにする意味でも再検討を行う必要がある。

また、指導者の法定講習に先立ち、令和4年度推進事業において、科目と内容等が検討された[11]。その際、作成された段階別到達目標においては、学部段階、大学院段階、就職後5年目の段階の3つを設定し、公認心理師としての態度、公認心理師としての専門技能、組織性と学際性、教育・研究能力の4つの大項目を掛け合わせる形でまとめられている（資料7）。この目標はエビデンスに基づく活動を行う際に公認心理師に求められる事項がコンピテンシーリストとして具体的に示されており、具体的な指導内容として有用であることから、正式な目標として位置付けられることが期待される。また、看護師等の近接の専門職の養成において用いられている「実習（指導）マニュアル」については職能団体や養成団体においていくつか提案がなされているが、公認心理師の標準化された「実習（指導）ガイドライン」がいまだ策定されていないことは、公認心理師の資質や技術向上を促す上で大きな支障になっており、早急に作成する必要がある。

② 公認心理師制度を議論する諸団体について

現時点では、公認心理師法の指定試験機関、指定登録機関として定められている一般財団法人公認心理師試験研修センター、主な公認心理師職能団体としては一般社団

法人公認心理師の会と公益社団法人日本公認心理師協会、そして主な公認心理師養成団体としては公認心理師養成大学教員連絡協議会と一般社団法人公認心理師養成機関連盟がある。これら諸団体が連携することによって、有用な公認心理師制度を体系化していくことが期待される。しかしながら、特に上記2つの主な職能団体の連携の現状は、先に述べた公認心理師制度を推進する議員連盟への連名による要望書の提出(2回)、及びごく一部の共催の研修会(医療観察法関連)の開催にとどまっており、両者の協働が十分進んでいるとは言い難い。また、公認心理師の主要5分野の特徴を踏まえ、公認心理師の上位資格に位置付くとされる専門公認心理師等と称する独自資格を策定し、それぞれの職能団体がその認定を行っているが、それら相互の関係性等は議論がなされていない。このような現状にあるのは、公認心理師の専門性に関する基盤となる理論や方法論が異なることが背景としてあると考えられる。

心理学界は、長期間にわたる資格問題を含む複雑な歴史的な経緯もあり、基礎心理学系と臨床心理学系と二分して議論されることが多いが、心理学関連学会の連合体として日本心理学諸学会連合が平成11年(1999年)に設立されている。現在56の心理学会が参加しており、各学会とも互いの独自性を尊重しつつその活動を支援し合い、学会間の連携及び国際的な協力関係を強めるなど、多面的な貢献を行っている。日本心理学諸学会連合は、臨床心理職国家資格推進連絡協議会(現公認心理師制度推進連盟)、医療心理師国家資格制度推進協議会(現医療保健福祉領域公認心理師推進協議会)とともに、心理学界の国家資格化の総意の形成や、公認心理師試験研修センターの前身である日本心理研修センターの設立に寄与した3団体の1つである。公認心理師をめぐる議論も長い時間をかけてなされてきたが、公認心理師が国家資格化された現在、心理学界が一体となってより良いものにしていくための努力や機運も徐々に形成されつつある。その一端が令和7年(2025年)9月に開催された日本心理学諸学会連合が企画した連合と日本心理学会との共催シンポジウムである。これは、臨床心理学と基礎心理学の更なる連携と発展を通じて、現代社会における心理学の理論的基盤とその実践的応用の強化を図り、単に学問領域の枠を超えるのみならず、心理学全体の発展に寄与することを目的として実施された(資料5)。このような取組は、公認心理師の資質や能力の向上を促す心理学界のコンセンサスの基盤になることが期待できることから、継続的な取組が望まれる。また、議員連盟に提出した要望書のように、公認心理師制度を議論する諸団体が共通点を見出すことによって、公認心理師の職能団体や養成団体が機能的にその役割を果たすことも望まれる。そして、国家資格としての公認心理師資格保有者は、支援方法に関する科学的エビデンスに基づいて、当該の支援がなぜ必要であるのかという説明責任を国民に対して果たす必要があることに十分に留意する必要がある。また、職能団体は、全国の都道府県単位の職能団体等と機能的な連携体制を構築し、全国標準的な公認心理師に関する事項の理解を促すとともに、災害発生時等にも地方公共団体と協働しながら活動することを可能にする準備を整える必要がある。

③ 養成カリキュラムについて

厚労省制度推進室は、公認心理師法附則第5条に基づく対応について（令和6年（2024年）5月）において、必要に応じて適時に公認心理師カリキュラム等検討会を開催するとされているが、令和8年（2026年）5月現在ではまだ開催されていない（前回（平成28年（2016年）9月～）の公認心理師養成カリキュラム等検討会にはワーキングチームとして日本学術会議から会員1名が参加している）。具体的な検討事項は、現状の実態調査等を踏まえる必要があるが、令和7年度推進事業「公認心理師の役割と養成の在り方等に関する調査研究」において、全国の大学・大学院側からの養成教育の妥当性に関する報告が行われている。この報告によると、現行カリキュラムは概ね当初目標通りに機能しているとされている。しかしながら、肝心のAルート、Bルートによる養成課程を経て公認心理師を取得した当事者等は、現時点での調査対象とはなっておらず、令和8年度推進事業によって、それがなされることが見込まれている。

また、大学学部カリキュラムにおいては、心理学教育の参照基準を重視した質保証を行う必要がある。すなわち、人間の心について科学的に探求する視点、学問知とフィールド知を双方向的に探求する視点、心理学が直面する現代的、社会的諸課題に応える視点から捉える必要がある。そして、獲得すべき最も基本的な素養としては、心のはたらきとは何かを実証に基づいて理解する、人間に共通する心的作用や行動パターンから心と行動の普遍性を理解する、心と行動の多様性と可塑性、それに関連する要因を理解する、心理学の社会的役割を理解する、心を生み出す仕組み（機構）と心理学の諸理論を正確に理解する、心理学的測定法と心理アセスメント、心理学実験を修得するなどがある。そして、人間を総体として客観的に理解する能力、心の多様性と普遍性を理解する能力、人間と環境との交互作用を理解する能力、人間に関する専門職業人として社会貢献する能力が必要とされることから、公認心理師の独自性を強調できる素地が整うことが期待できる。したがって、これらを踏まえた段階別到達目標をベースにすることは力量のある公認心理師の養成において極めて有用である。令和7年（2025年）1月現在で226の大学、191の大学院が公認心理師を養成しているが、その基盤となるコアカリキュラムが存在せず、特に大学院カリキュラムにおいては、その内容がほとんど示されていないため、令和7年度推進事業の調査結果等を踏まえ、早急に適切な議論を継続していく必要がある。さらに、公認心理師法第7条第2項に規定する認定施設（プログラム施設）については、ほとんどカリキュラム構成や成果が公表されていないため、大学院教育に相当する内容になっているかを厳格に検討していく必要がある。また、公認心理師法第1条「業務の適正を図り」に相当する、法令遵守等に関する教育に関しても改めて重視する必要がある。

なお、公認心理師の養成を標準6年間として行うという視野で見れば、大学では基礎教育の重視、大学院では実務教育の重視等と住み分けることによって、カリキュラム上の基礎心理学の学習の幅を狭めることなく、実務教育等の時間を適切に確保できると考えられる。また、先に述べた公認心理師が行う認知療法・認知行動療法に関する診療報酬の算定には規定の研修を受講する必要があるが、コアカリキュラムが存在しない中で、カリキュラム全体を見据えることなしに、このような局所的な研修等の

ルールが定められていくことは、公認心理師養成の諸要因のバランスを損ねる可能性があるため、今後の養成カリキュラム検討の際には十分に留意する必要がある。

④ 公認心理師資格取得後の継続的な研修について

公認心理師法第43条には「公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、第2条各号に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」とされているが、現時点ではいわゆる努力義務にとどまっており、これを明確に達成するために具体的施策は施行されていない。関連諸団体は、これに資するような研修会等を実施しており、公認心理師試験研修センターは、最も体系化された研修プログラムを提供している。さらに、日本公認心理師協会、公認心理師の会も、公認心理師の資質向上のために独自にプログラムを作成して研修会を行っており、先に述べた公認心理師の上位資格の認定にもつなげている。しかしながら、支援の利用者目線で考えれば、公認心理師の役割も十分に周知されていない中、要支援者がこれから相談しようとする公認心理師がどのような背景を持ち、どのような分野をより得意にしているのか、知識や技能のアップデートができているのかについての情報は大きな関心事である。したがって、インターンシップ等の仕組みの導入や、研修会受講状況のポートフォリオ等（デジタル庁が活用を推進しているオープンバッジ等を含む）の作成や開示の義務等の仕組みを考えていく必要がある。また、公認心理師養成カリキュラムと同様に、公認心理師法第1条「業務の適正を図り」に相当する、法令遵守等に関する継続的な研修を重視する必要がある。

なお、主要5分野の共通性を前提とした公認心理師制度も、5分野の特徴や独自性を踏まえると特異的な専門分野に根差した養成という観点は、多様な背景を持つGルート課程の取得者を含めて、公認心理師の能力の質保証という側面からも非常に重要である。そのためには、分野別専門研修の体系化を行い、職能団体が行っているように専門分野に特化した公認心理師（専門公認心理師等）を養成していくことも有用な観点である。

⑤ 公認心理師に関する行政の在り方について

公認心理師は、主要5分野に括られて扱われるが、保健医療分野、福祉分野、産業・労働分野については厚生労働省、教育分野については文部科学省に深く関連する業務とされることが多い。ところが、司法・犯罪分野については法務省に深く関連する業務も多くあるが、公認心理師法が厚生労働省と文部科学省の共管になっていることを背景として、法務省関連業務が扱われにくいという行政の構造的問題がある。したがって、主要5分野を適正に同等に扱うことができるように厚労省制度推進室に法務省からの出向職員等を配置することが必要である。

また、文部科学省の不登校対応施策の後に続く厚生労働省のひきこもり支援、こども家庭庁のこども性暴力防止法から派生して扱われうる性犯罪被害者の再犯防止指導を行う法務省と性嗜好障害としての治療を行う厚生労働省の在り方、同様に違法な嗜癖行動の対応の扱い等、公認心理師に関わるシームレスな支援の際に省庁連携が

必要な内容が増えてきている（なお、最高裁判所も裁判官の教育現場への派遣等の連携活動を行っている）。公認心理師の業務を5分野に分けて把握する際には、このような省庁横断的な業務を見落とさないようにすることが必要である。

⑥ 主治医の問題について

公認心理師は診療の補助に当たる行為は行うことができない資格であり、公認心理師法第42条第2項に係る主治の医師の指示に関する運用基準（平成30年（2018年））は、公認心理師が業務を行うに当たり、要支援者に主治の医師がある場合はその指示を受ける義務を示している。この基準は、実態に照らし合わせて概ね適正に用いられているが、保健医療分野以外の運用には引き続き留意が必要である。例えば、学校等の教育現場で指導を行う際に、同様の状態を示す児童生徒であっても主治医の有無によって対応が異なる例が生じている。運用基準においては、諸条件や対応の判断について公認心理師が説明責任を持つとされていることから、それぞれの分野の施設で運用基準の適用に不合理性が生じている事例を丁寧に収集して、運用基準を適宜見直す検討が引き続き必要がある。特に、主要5分野に括ることができない私設心理相談機関等においても調査や検討を行う必要がある。

⑦ 国家試験について

公認心理師国家試験は、令和8年（2026年）3月現在、第9回までが終了している。公認心理師国家試験は、公認心理師試験研修センターが委託を受け、一手に実施しているが、必ずしも推進事業等で検討された内容や提言等がブループリント（国家試験設計の基準文書）や出題に反映される仕組みにはなっていない。大学や大学院教育におけるコアカリキュラムが明確に設定されていない現状においては、ブループリントの内容にも分野によって量や質のばらつきがある。例えば、公認心理師に必要とされる専門的知識及び技術の範囲を超えられる医学的知識を問う問題が少なからず見られるため、バランスのとれた出題を再検討する必要がある。また、事例問題に関しては、試験点数への影響が大きい（知識問題の3倍配点）、実際の各臨床現場で真に公認心理師が必要とされる知識として妥当かどうかを出題委員以外の外部機関が確認する仕組みの導入が必要である。現状では、試験問題の妥当性に関しては、公認心理師試験研修センターの内部で検証が行われているとされるが、その概要が公表されるには至っていない。したがって、可能な範囲内での透明性を担保することで、公認心理師の目指すべき方向性や、大学や大学院のカリキュラム等を検討するためにフィードバックしていくことも実効性を持つ養成教育や国家試験の在り方の重要な観点である。

⑧ 検討事項結果に基づいた制度改革等について

公認心理師法附則第5条に基づく厚労省制度推進室による検討義務は果たしたと見なせるものの、その後の実効性を持った制度改革等はほとんど進んでいない。令和5年度調査においても、公認心理師の雇用形態は非常に不安定であり、5つの各活動分

野においても公認心理師の専門性を十分に活用しきれていない現状にある。したがって、これらの問題点の改善を具体的に図り、公認心理師の職域をより明確にしながら周知を強化することで、結果的に国民が有用なメンタルヘルスサービスを楽しむ機会が増加することが期待される。保健医療分野においては、診療報酬の改定に伴う活動の場が確実に増えていくと考えられるため、公認心理師の採用形態等の施設基準として要求される事項にも対応できる体制を整える必要がある。福祉分野においては、児童福祉施設ばかりではなく、障害者福祉施設、高齢者福祉施設にも公認心理師の配置を増やし、適切に評価していくことが必要である。教育分野においては、スクールカウンセラー採用の際に複数の資格を指定しているが、公認心理師の共管省としての文部科学省は、公認心理師を優先して採用するような仕組みを導入、整備する必要がある。司法・犯罪分野は、公認心理師が主として公務員身分であるという現状を踏まえ、法務省及び関連省庁は、公認心理師の資格保有者を人事異動の際に心理専門業務に積極的に活用することが求められる。産業・労働分野においては、法令の整備に加え、民間営利企業等との調整が必要であるため、経済産業省や経団連等にも積極的に公認心理師採用の要請を行っていくべきである。

5 公認心理師の今後の方向性

公認心理師の今後の方向性は、主に以下にまとめられることを踏まえ、厚労省制度推進室、公認心理師試験研修センター、関連学協会、関連職能団体等は、これらに協働して取り組むことを期待したい。

- (1) 国民に対する公認心理師の更なる周知と活動の場の拡大に努める必要がある。
- (2) 公認心理師の資質能力の向上のために、エビデンスに基づく公認心理師の活動に関して、その基盤となる心理学界のコンセンサスを形成する必要がある。
- (3) 公認心理師養成のコアカリキュラムを明確に設定し、それを国家試験の出題等に適切に反映する必要がある。
- (4) 公認心理師を心理学領域における汎用の基礎資格と位置付け、主要5分野の実状等に応じて標準化された専門公認心理師制度等の在り方を検討する必要がある。
- (5) 公認心理師資格取得後の継続的研修義務等に関する制度化を検討する必要がある。

<参考文献>

- [1] 厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課、令和7年中における自殺の状況、令和8年（2026年）3月。
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/R08/R7jisatsunojoukyou.pdf>
- [2] 日本学術会議心理学・教育学委員会心理学教育プログラム検討分科会・健康・医療と心理学分科会、対外報告「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」、平成20年（2008年）4月。
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t55-2.pdf>
- [3] 日本学術会議心理学・教育学委員会健康・医療と心理学分科会、提言「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国家資格法制的確立を」、平成20年（2008年）8月。
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-8.pdf>
- [4] 日本学術会議心理学・教育学委員会心理学教育プログラム検討分科会・健康・医療と心理学分科会、提言「心理学教育のあるべき姿と公認心理師養成-「公認心理師養成カリキュラム等検討会」報告書を受けて-」、平成29年（2017年）9月。
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t250-4.pdf>
- [5] 日本学術会議心理学・教育学委員会心理学分野の参照基準検討分科会、報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準心理学分野」、平成26年（2014年）9月。
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140930-4.pdf>
- [6] 日本学術会議心理学・教育学委員会心理学教育プログラム検討分科会・健康・医療と心理学分科会、提言「未来のための心理学の市民社会貢献に向けて：高等学校の心理学教育と公認心理師養成の充実を」、令和2年（2020年）9月。
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t296-4.pdf>
- [7] 日本学術会議心理学・教育学委員会心の科学のキャリアパス構築分科会、報告「心についての科学教育の未来像～よりよい社会を実現するために～」、令和7年（2025年）12月。
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf2/kohyo-26-h251219.pdf>
- [8] 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室、「公認心理師法附則第5条に基づく対応状況について：ヒヤリング結果に基づく中間整理」、社会保障審議会障害者部会第136回資料6、令和5年（2023年）6月。
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001225685.pdf>
- [9] 一般財団法人日本心理研修センター、「令和5年度公認心理師活動状況等調査報告書〔最終版〕」、令和6年（2024年）3月。
https://www.jccpp.or.jp/files/items/34/File/R5_konin_shinrishi_katsudo_joukyoutou_chosa_hokokusho_saisyu.pdf
- [10] 文部科学省・厚生労働省、「公認心理師法附則第5条に基づく対応について」、社会保障審議会障害者部会第141回参考資料1、令和6年（2024年）7月。
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001271107.pdf>

- [11] 株式会社浜銀総合研究所、「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」、令和5年（2023年）3月.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113619.pdf>

<参考資料>

資料1 公認心理師法（第1条、第2条）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/427AC10000000068>

第1条（目的） この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この法律において「公認心理師」とは、第28条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

資料2 公認心理師法案に対する附帯決議（衆議院、参議院）

委員会附帯決議 衆議院文部科学委員会（平成27年（2015年）9月2日）

政府は、公認心理師法の施行及び心理専門職の活用の促進に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 臨床心理士をはじめとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。
- 二 公認心理師が、臨床心理学をはじめとする専門的な知識及び技術を有した資格となるよう、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を定めること。
- 三 公認心理師法の施行については、文部科学省及び厚生労働省は互いに連携し、十分協議した上で進めること。また、文部科学省及び厚生労働省を除く各府省庁は、同法の施行に関し必要な協力を行うこと。
- 四 受験資格については、本法第七条第一号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第二号及び第三号の受験資格は、第一号の者と同等以上の知識及び経験を有する者に与えることとなるよう、第二号の省令を定めるとともに、第三号の認定を行うこと。
- 五 公認心理師が業務を行うに当たり、心理に関する支援を要する者に主治医がある場合に、その指示を受ける義務を規定する同法第四十二条第二項の運用については、公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないよう省令等を定めることにより運用基準を明らかにし、公認心理師の業務が円滑に行われるよう配慮すること。
- 六 同法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当た

っては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

委員会附帯決議 参議院文教科学委員会（平成 27 年（2015 年）9 月 8 日）

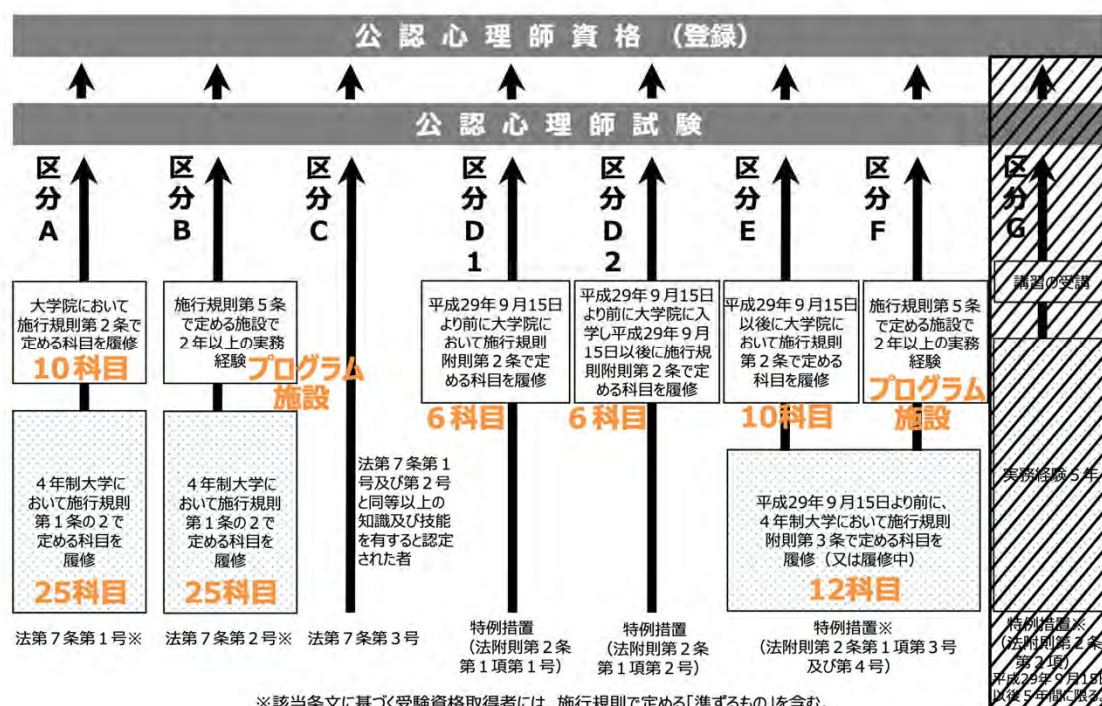
政府は、本法の施行及び心理専門職の活用の促進に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 心理に関する支援を要する者が、安心して質の高い心理支援を受けることができるよう、心理専門職の養成及び資質向上のための施策の充実を図ること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対する支援が、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働その他の分野において適切に行われるよう、公認心理師と医師、教員、精神保健福祉士、社会福祉士その他の関係職種との連携及び協働の推進に努めること。
- 三 公認心理師の養成に当たっては、大学及び大学院における教育内容及び実習の充実を図り、実践的な能力を有する人材の育成が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 四 既存の心理専門職（臨床心理士等）との関係に配慮し、その専門性が適切に活用されるよう必要な措置を講ずること。
- 五 公認心理師の業務の円滑な実施のため、関係行政機関の連携体制を整備するとともに、必要な制度整備を図ること。
- 六 本法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する関係者及び心理専門職の意見を十分に踏まえ、本制度の在り方について必要な検討を行うこと。

資料 3 公認心理師の資格取得方法（厚生労働省公認心理師制度推進室）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

公認心理師の資格取得方法について



公認心理師の資格取得には、所定の大学学部・大学院教育等を経て、国家試験に合格する必要がある。このうち、Aルートは大学学部教育と大学院教育、Bルートは大学学部教育と実務経験、Cルートは外国の大学学部や大学院等の教育等、D1ルートは法施行前の大学院教育、D2ルートは法施行時の在学と大学院教育、Eルートは法施行前の大学学部教育と法施行後の大学院教育、Fルートは法施行前の大学学部教育と実務経験、Gルート（現在は廃止）は法施行前の実務経験と現任者講習の受講が必要である。

資料4 公認心理師に関連する厚生労働省障害者総合福祉推進事業

1. 令和元年度推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（医療機関における心理職配置、実習受入体制、実習指導体制を調査）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654302.pdf>
2. 令和2年度推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」一般社団法人日本公認心理師協会（就業分野、業務内容、雇用形態、年齢構成等制度開始後の実態調査）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798636.pdf>
3. 令和3年度推進事業「医療機関における公認心理師が行う心理支援の実態調査」一般社団法人日本公認心理師協会（医療分野での心理支援、心理療法、多職種連携の実態調査）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000966884.pdf>
4. 令和3年度推進事業「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟（医療・福祉・教育・司法・産業分野の実習の実態調査）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963603.pdf>
5. 令和4年度推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」株式会社浜銀総合研究所（公認心理師のキャリアにおける段階別到達目標の設定、研修制度の在り方、人材育成）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113619.pdf>
6. 令和5年度推進事業「公認心理師活動状況等調査」一般財団法人公認心理師試験研修センター（登録公認心理師約7万人対象、職域・業務内容・雇用形態等に関する大規模悉皆調査）
https://www.jccpp.or.jp/files/items/34/File/R5_konin_shinrishi_katsudo_joukyoutou_chosa_hokokusho_saisyuu.pdf
7. 令和6年度推進事業「包括的支援マネジメントにおける多職種連携促進のための調査」、株式会社浜銀総合研究所（実態把握、多職種連携の実践モデルの整理、公認心理師の役割の明確化）
https://www.yokohama-ri.co.jp/shogai_bunya2024/pdf/hokoku.pdf
8. 令和7年度推進事業「公認心理師の役割と養成の在り方等に関する調査研究」株式会社浜銀総合研究所（公認心理師の役割の再整理、大学側から整理した養成制度の検証、大学・大学院教育の妥当性調査）
https://www.yokohama-ri.co.jp/shogai_bunya2025/pdf/hokoku.pdf

9. 令和8年度推進事業「公認心理師の活動状況等に関する実態及び公認心理師に求められる養成の在り方等に関する調査研究」一次公募課題としてリスト公表
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001663572.pdf>

資料5 関連シンポジウム開催記録

1. 「公認心理師の活動が想定される主要5分野の現状と課題：心理学国家資格「公認心理師」の社会的役割と活動の実際」（令和6年（2024年）9月）
【主催】日本学術会議心理学・教育学委員会・社会学委員会・法学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同心身の健康・適応に対する心理学的支援分科会
【共催】日本認知・行動療法学会
【後援】厚生労働省・文部科学省・法務省・他
【登壇者】前野良隆（厚生労働省：行政）、丹野義彦（公認心理師の会：職能団体）、信田さよ子（日本公認心理師協会：職能団体）、熊野宏昭（早稲田大学：保健医療分野）、金澤潤一郎（北海道医療大学：福祉分野）、戸ヶ崎泰子（宮崎大学：教育分野）、紀恵理子（神奈川大学：司法・犯罪分野）、田上明日香（SOMPOヘルスサポート：産業・労働分野）、嶋田洋徳（早稲田大学：企画・指定討論）、佐々木淳（大阪大学：司会）
2. 「公認心理師に関する重点施策の要望に向けて：5分野における認知行動療法の活用」（令和7年（2025年）8月）
【主催】日本認知・行動療法学会
【登壇者】佐藤さやか（国立精神・神経医療研究センター：保健医療分野）、金澤潤一郎（北海道医療大学：福祉分野）、新井雅（跡見学園女子大学：教育分野）、西中宏吏（早稲田大学：司法・犯罪分野）、水島秀聡（小島プレス工業：産業・労働分野）、嶋田洋徳（早稲田大学：企画）、金井嘉宏（東北学院大学：企画司会）、参考意見聴取：小田美穂子（桜美林大学：福祉分野）、小関俊祐（桜美林大学：教育分野）、野村和孝（北里大学：司法・犯罪分野）
3. 「臨床心理学と基礎心理学の連携」（令和7年（2025年）9月）
【主催】日本心理学会
【共催】日本心理学諸学会連合
【登壇者】金子周平（九州大学：臨床）、嶋田洋徳（早稲田大学：基礎）、川畑直人（京都文教大学：臨床）、冨家直明（北海道医療大学：基礎）、野島一彦（九州大学：臨床）、唐沢かおり（東京大学：基礎）、阿部恒之（東北大学：企画）、沢宮容子（東京成徳大学：企画）、尾見康博（山梨大学：企画）、金井篤子（愛知みずほ大学：司会）

資料6 主要職能団体の公認心理師の活用に関する要望（令和7年（2025年）6月）

https://www.jacpp.or.jp/document/pdf/20250618Diet_document_1_Request_regarding_the_use_of_certified_psychologists.pdf

国民のための公認心理師制度を推進する議員連盟会長 加藤勝信氏宛

公益社団法人日本公認心理師協会会長 信田さよ子氏・一般社団法人公認心理師の会理事長 丹野義彦氏 連名発

要望1 公認心理師による保健医療機関での心理支援についてさらなる評価をしてください。（保健医療分野）

- ①外来における公認心理師による個別の心理面接等の支援について、実施回数や算定可能な対象など診療報酬上の評価を拡大してください。
- ②公認心理師が実施する認知行動療法に基づく心理支援（認知行動カウンセリング等）の診療報酬について、算定可能な職種として追加ないし評価を新設してください。
- ③公認心理師が行う心理検査を用いた支援の提供について診療報酬上の評価を適正化してください。
- ④公認心理師の地域保健機関へのさらなる適正配置や、医療機関内でチームの一員として支援を提供した場合の診療報酬上の評価をしてください。

要望2 スクールカウンセラーの配置拡充（週2回以上）と活動の明確化を行ってください。（教育分野）

- ①小中高等学校及び特別支援学校等におけるスクールカウンセラーが、安定的かつ継続的に週2回以上（1日7時間程度）勤務できるよう、配置と活動の明確化を行ってください。
- ②スクールカウンセラーと担任教諭等が協働で行う「心の健康教育」の時間を小学校1年生から高校3年生まで年間6時間以上実施するよう学習指導要領に盛り込んでください。
- ③地域の実情に応じたスクールカウンセラーの活用体制や、研修システムの構築を促進するために、教育委員会（教育事務所）に常勤の公認心理師を配置してください。
- ④都道府県や市区町村教育委員会に、大規模災害や学校の重大事案等に対応するための広域をカバーするスクールカウンセラー（例：被災県内で活動する広域のスクールカウンセラーのSVやコーディネーター役を担う）として、常勤の公認心理師の配置を検討してください。

要望3 子どもと家族への効果的な心理支援を実施できるよう公認心理師の配置等を進めてください。（福祉分野）

- ①市区町村に設置が努力義務化された「こども家庭センター」において、効果的な子育て支援や子どもの発達支援が行われるように公認心理師を必ず配置してください。
- ②障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）の専門職および、児童福祉施設（児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設）の「心理療法担当職員」の任用資格を、他の国家資格と同様に、「公認心理師及び公認心理師に準じるもの（学部で公認心理師科目を履修したもの）等」と明記してください。
- ③障害児通所支援において公認心理師が標準化された心理検査を行った場合、医療の保険点数上の評価と同等の評価を加算してください。

要望4 犯罪被害者等支援機関に公認心理師を必ず配置してください。（司法・犯罪分野）

- ①警察の犯罪被害者等支援室に複数の公認心理師を配置してください。
- ②各都道府県の犯罪被害者等早期援助団体（全国の被害者支援センター、ワンストップ支援センター等）に常勤の公認心理師を配置した、警察庁の多機関ワンストップサービス構想を進めてください。
- ③犯罪被害者支援に携わる公認心理師に職能団体等の提供するトラウマインフォームドケア及びトラウマスペシフィックケアの研修機会を拡充（費用補助等）してください。
- ④第5次犯罪被害者等基本計画に①から③の内容を明記してください。

要望5 ストレスチェック制度の法改正等に対応するために公認心理師の活用を促進してください。（産業・労働分野）

- ①産業保健総合支援センター等へ公認心理師の常勤者配置を推進してください。
- ②ストレスチェック制度における公認心理師の役割の明確化（集団分析等）を行ってください。
- ③ストレスチェック実施者講習の一部科目の担当ができる者に実務経験がある公認心理師を追加してください。
- ④産業保健総合支援（産保）センター等での学部・大学院実習対応等、全国的な教育体制の整備を進めてください。

資料7 公認心理師養成における段階別到達目標（令和4年度推進事業：出典平成7年度厚生労働省事業公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会 2025 レポート（国立精神・神経医療研究センター病院臨床心理部、令和8年（2026年）3月））

<https://hsp.ncnp.go.jp/images/upload/files/%E5%BF%83%E7%90%86%E5%AE%A4/%E5%85%AC%E8%AA%8D%E5%BF%83%E7%90%86%E5%B8%AB%E5%AE%9F%E7%BF%92%E6%BC%94%E7%BF%92%E6%8B%85%E5%BD%93%E6%95%99%E5%93%A1%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%AE%9F%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%80%85%E9%A4%8A%E6%88%90%E8%AC%9B%E7%BF%92%E4%BC%9A%E3%83%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%882025%E5%B9%B4%E5%BA%A6.pdf>

1 公認心理師としての態度		
1-1 公認心理師としての倫理性を理解し実践する		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
1-1-1 公認心理師の職業及び倫理を知る a. 公認心理師の役割を知る b. 公認心理師の法的義務と専門職としての倫理を知る c. 基本的な人権意識を身に付ける d. 個人情報保護と情報共有の重要性を知る e. 中立的立場を保持することの重要性を知る	1-1-1 公認心理師の職業及び倫理を体系的に理解する a. 公認心理師の役割を理解する b. 公認心理師の法的義務を理解し専門職としての倫理を身に付ける c. 人権意識を持つことの重要性を理解し、要支援者の立場に立つことができる d. 個人情報保護と情報共有の重要性を実践を通じて理解する e. 中立的立場を保持することの重要性を実践を通じて理解する	1-1-1 公認心理師の職業と倫理を理解しその姿勢を持って実践する a. 公認心理師の法的義務を理解し職業倫理を身に付け実践する b. 人権意識をもって要支援者の立場に立ち、その方の安全を確保し必要に応じて命を守る行動をとれる c. 守秘義務を遵守し必要な情報を適切に共有する d. 利益相反を理解し中立的な立場を保持する
1-2 反省的実践を行い資質向上に努める		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
1-2-1 自己理解を深める意義と方法を理解する a. 自分自身を見つめ直す意義や時間を持つ b. 自己理解を深めるための方法（スーパービジョン等）を知る 1-2-2 自ら課題を見出し主体的に学ぶ姿勢を身に付ける a. 自分自身の疑問や違和感を察知し言語化して伝えることの重要性を理解する b. 自発的に質問したり学ぶ姿勢を身に付ける c. 状況に合わせて柔軟に学ぶ重要性を知る	1-2-1 自分自身のあり方を内省し自己理解を深める a. 自分自身の態度や課題の理解を深める b. 自分自身の基礎や課題の背景にある自分自身の歴史を振り返り、そこから支援に活用できるリソースを見出す 1-2-2 反省的実践を深めるための方法を理解する a. 実習等における継続的なケースや面接を通じて反省的実践の判断を理解する b. 個人・グループスーパービジョンを受けその意義や目的を理解する 1-2-3 自ら課題を見出し主体的に学び課題を解決する姿勢を身に付ける a. 自分自身の疑問や違和感を察知し、言語化して伝える b. 自分自身が出来たこと・出来なかったことを自覚・反省する c. 自分自身が出来ないことをできるようにするために何が必要かを考える d. 困った時やわからない時に率直に好奇心をもって質問できる e. 自己学習・自己研鑽を続ける方法を身に付ける f. 状況に合わせて柔軟に学ぶことができる 1-2-4 セルフケアの重要性を理解しその方法を身に付ける a. 自分自身に適したセルフケアの方法や資源を理解する	1-2-1 自分自身のあり方を内省し自分自身を客観的に振り返ることができる a. 自分自身の未解決な課題や葛藤を客観的に振り返ることができる b. 自分自身のマイナスの感情を冷静に扱うことができる 1-2-2 反省的実践を深めることができる a. 個人・グループスーパービジョンを受ける b. 事例検討会に事例を提供する c. 公認心理師同士の議論の場に参加する 1-2-3 セルフケアを実践する a. セルフケアの方法や資源を複数持ち活用できる b. 公認心理師同士の横のつながりを作る
1-3 要支援者等との関係性を構築する		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
1-3-1 要支援者と向き合う基本姿勢を理解する a. 様々な人と関わるうえでの基本姿勢を理解する（相手に合わせる、相手に関心を持つ、待つ等） b. 要支援者が多様な価値観を持つことを理解する c. 要支援者のみでなく関係者や生活環境まで捉えることの重要性を知る 1-3-2 他職種との役割を知る a. 様々な分野・領域における他職種の役割を知る b. 他職種の業務を知る	1-3-1 要支援者と向き合う基本姿勢を身に付ける a. カウンセリングの基本的態度（受容、共感的理解、誠実さ等）を身に付ける b. 要支援者と関わる際に自分自身の中で起こる反応に留意して対応できる c. 要支援者の前に支援者としてあり続けられる 1-3-2 具体的な支援場面において要支援者と授け、要支援者を多面的に理解する a. 実習等を通じて具体的な支援場面では要支援者と接する b. 要支援者を多面的・全体的に理解する c. 要支援者のみでなく関係者や生活環境まで捉えることの重要性を実践を通じて理解する 1-3-3 他職種を尊重する態度を身に付ける a. 他職種の役割や価値観、教育的背景を理解する b. 他職種の業務を理解する c. 実習等において他職種のスタッフとも交流を認める	1-3-1 カウンセリングの基本的態度をもって実践する a. カウンセリングの基本的態度（受容・共感的理解・誠実さ等）で要支援者と接することができる b. 要支援者と同じ地平に立つて傾聴ができる 1-3-2 要支援者の課題解決や成長に向けた対応ができる a. 本人の意思を適切に確認することができる b. 動機づけを促すことができる c. 必要に応じて適切に心理教育を行いながら関わるることができる 1-3-3 複雑な課題があるケースにおいても要支援者と関係を作れる a. 複雑な課題（通常の手法では対応が困難等）があるケースにおいても要支援者と関係を作ることができる 1-3-4 組織の文化や他職種を尊重する a. 他職種の役割や価値観、教育的背景を理解して接することができる b. 所属している組織の文化を尊重する姿勢を育てる c. 関係する他職種に敬意をもって接することができる 1-3-5 関係者同士の利害対立を調整できる a. 関係者同士（組織と個人、組織と組織、個人と個人）の利害を調整することができる

1-4 エビデンスに基づき実践する		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
1-4-1 心理学の基礎知識を身に付ける a. 心理学の基礎知識を幅広く身に付ける b. 心理支援に関する理論の概要を知る 1-4-2 心理支援の有効性と妥当性をエビデンスや心理学理論の視点から理解する a. エビデンスに基づく実践の重要性を理解する b. データに基づいて実証的に考え根拠に基づいて説明する重要性を理解する c. 既知の理論や概念を批判的に見直す重要性を理解する	1-4-1 心理学の実践的知識を身に付ける a. 幅広く臨床心理学や心理支援の理論・方法を身に付ける b. 専門としたい分野・領域で求められる知識を身に付ける c. 代表的な心理支援の理論について、長所と短所を説明できる 1-4-2 心理支援の有効性と妥当性をエビデンスや心理学理論の視点から理解し実践に適用できる a. データを用いて実証的に考え説明することができる b. 既知の理論や概念を批判的に見直す視点を持っている c. 主要な臨床症状への支援法として推奨される介入法についてのエビデンスや診断ガイドライン等を説明できる d. 心理支援の効果を客観的な指標を用いて評価する方法を学ぶ e. 実習等を通じて、心理実践を科学的・批判的に見直すことの実践を理解する	1-4-1 常に知識をアップデートして実践に結び付け専門職としての説明責任を果たすことができる a. 学会や研修会への参加や書籍・文献を通じて知識を得、その専門性をもとに実践する b. 現場や要支援者のニーズに即して学んだことを柔軟にカスタマイズできる c. 臨床実践のプランニングにおいて、関連する臨床試験のエビデンスや診断ガイドライン等を活用できる 1-4-2 実践と研究を結び付けることができる a. 自らの心理実践の有効性について客観的な指標を用いて評価し、その結果を反省的に活用し、資質・技能の向上に活かすことができる
2 公認心理師としての専門技能		
2-1 心理アセスメントを行い支援計画を作る		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
2-1-1 心理アセスメントの基本的知識を身に付ける a. 心理アセスメントの種類とその特徴及び限界の概要を知る b. 心理アセスメントに関する理論と方法の概要を知る c. 心理アセスメントに有用な情報とその把握方法の概要を知る d. 心理アセスメントの基本姿勢、倫理的配慮の概要を知る 2-1-2 アセスメント結果を表現する文章能力を身に付ける a. 記録や検査所見、報告書を適切に作成するための文章能力を身に付ける b. 記録や検査所見、報告書に求められるポイントを知る	2-1-1 心理アセスメントの実践的方法を理解し身に付ける a. 心理アセスメントの種類とその特徴及び限界を説明できる b. 心理アセスメントに関する理論と方法を理解する c. 心理アセスメントに有用な情報とその把握方法を理解する d. 心理アセスメントの基本姿勢や倫理的配慮を身に付ける e. 心理アセスメントの手続き・段階を具体的に理解する 2-1-2 実習等を通じて関与観察を身に付ける a. 関与観察に必要な基礎知識を身に付け説明できる b. 関与観察を実施する c. 関与しながら観察してラポールを形成する重要性を理解する 2-1-3 実習等を通じて心理検査を身に付ける a. 心理検査に必要な正しい基礎知識を身に付け説明できる b. 心理検査を実施できる(例:知能検査、パーソナリティに関する諸検査、症状評価に関する諸検査) c. 要支援者の状況に応じて心理検査を組み合わせることを理解する d. 心理検査の結果を解釈することができる 2-1-4 実習等を通じて面接法を身に付ける a. 初診・インテークに必要な正しい基礎知識を身に付け説明できる b. 面接をしながら見立て、見立てたものを伝え返しながらアセスメントをする 2-1-5 様々なアセスメント結果をふまえて適切な概念化・定式化を行い指導を受けながら支援計画を作成する a. 具体的な体験や支援を専門知識及び理論に基づき概念化し説明できる b. 適切に記録、報告、振り返り等を行う文章能力・表現能力を身に付ける c. 様々なアセスメントをふまえて包括的な解釈を行う重要性を理解する d. アセスメント結果をふまえて適切な支援計画を作成することの重要性を理解する e. アセスメント結果を相手に合わせてわかりやすく説明することの重要性を理解する	2-1-1 関与観察を活用できる a. 要支援者に関わりながら観察できる b. 現場の人間関係の力動を観察できる c. 観察結果を適切に記録できる 2-1-2 心理検査を活用できる a. 要支援者に適した適切な検査法を提案できる b. 複雑なテストバッテリーを提案できる c. 検査結果を適切に解釈し所見を書くことができる 2-1-3 面接法を活用できる a. 適切な面接の構造を作れる b. 効果的な面接を実施できる c. 面接結果を適切に記録・報告できる 2-1-4 組織のアセスメントができる a. 対象となる組織の部門間・部門内の力動を理解できる b. 2-1-5 包括的にアセスメントを行い適切な概念化・定式化に基づいた対応方針を提示できる c. 様々なアセスメントをふまえて包括的な解釈ができる d. アセスメント結果をふまえて適切な支援計画を作成・提案できる e. アセスメント結果を相手に合わせてわかりやすく説明することができる
2-2 心理支援・心理的介入を行う		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
2-2-1 心理支援の基本的知識を身に付ける a. 様々な心理療法の理論や方法を学びその共通点や相違点、限界等を体系的に理解する(例:クライアント中心療法に基づく傾聴、認知行動療法の技法、精神分析の治療構造の知識、家族療法の技法等) b. 訪問による支援や地域支援の重要性を知る c. 要支援者に最適な心理支援の手法を選択することの重要性を知る d. 要支援者のプライバシーに配慮することの重要性を知る	2-2-1 心理支援の実践的方法を理解し身に付ける a. 様々な心理療法の理論や方法を学びその共通点や相違点、限界等を体系的に理解する(例:クライアント中心療法に基づく傾聴、認知行動療法の技法、精神分析の治療構造の知識、家族療法の技法等) b. 訪問による支援や地域支援の重要性を理解する c. 要支援者に最適な心理支援の方法を選択することの重要性を理解する d. 要支援者のプライバシーに配慮することの重要性を理解する e. 合同面接の技術を身に付ける f. 指導を受けながら、インテークから継続面接実施までの流れを理解する 2-2-2 集団プログラムの運営方法を身に付ける a. グループアプローチの理論や方法を理解する b. グループダイナミクスを活用した集団プログラムの運営方法を理解する c. 集団プログラムのファシリテーション方法を身に付ける 2-2-3 ケースマネジメントの方法を身に付ける a. 複雑な関係性の中でのケースマネジメントの方法と重要性を理解する	2-2-1 心理支援を効果的に行う a. 専門分野・領域において採用される標準的な支援方法を理解している b. 要支援者に最適な心理支援の方法を根拠をもって選択し効果的に適用する c. 選択した支援方法について、その理論的意義やエビデンスをわかりやすく説明することができる d. 日常場面を活かした心理支援を行える e. 複雑な判断を要するケースや状況においても効果的に心理支援を行える 2-2-2 集団療法を主導する a. 集団プログラムを主導し、必要に応じて他職種に役割を提案できる b. プログラムに必要な修正を施すことができる c. 新しい集団プログラムの導入を提案できる 2-2-3 ケースマネジメントを担う a. 支援計画の立案・実行を費用対効果を意識してマネジメントできる b. 関係者との必要な調整・交渉ができる c. 連携する社会資源に関する知識があり、必要に応じてリファーできる d. 起こりうるリスクに気づき回避行動がとれる e. ケースの予後を見据えることができる f. 複雑な判断を要するケースや状況においても適切に対応できる g. 心理支援の効果を、時宜を見て検証できる

2-3 関係者支援を行う		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
2-3-1 関係者支援の基本的知識を身に付ける a. 分野・領域ごとの関係者の概要を知る b. 家族や集団の関係性をアセスメントするための理論や方法を知る c. 家族や集団の関係者への支援を行うための理論や方法を知る	2-3-1 関係者支援の実践的方法を理解し身に付ける a. 分野・領域ごとの関係者を実習等を通じて理解する b. 家族や集団の関係性をアセスメントするための実践的方法を身に付ける c. 家族や集団の関係性への支援を行うための実践的方法を身に付ける d. 実際のコンサルテーションがどう行われているかを知る	2-3-1 アセスメントに基づき専門的なコンサルテーションを実施する a. 家族、地域社会、集団・組織のアセスメントを行い支援計画を作成できる b. 要支援者の家族・関係者・環境への支援を適切に実施できる
2-4 心の健康教育を行う		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
2-4-1 心の健康教育の基本的知識を身に付ける a. 健康教育や健康増進に関する理論と方法の概要を知る b. 適切な健康情報の探索方法を知る c. 心の健康教育の実践的方法を知る d. 一般の方にわかりやすい資料作成の重要性を知る	2-4-1 心の健康教育の実践的方法を理解し身に付ける a. 健康教育や健康増進に関する理論と方法を理解する b. 適切な健康情報を探索できる c. 心の健康教育の実践的方法を身に付ける d. 一般の方にもわかりやすい資料の作成方法を身に付ける	2-4-1 心の健康教育を自ら実践し、企画運営することができる a. 地域や社会、組織のニーズに即して心の健康教育を企画・提案できる b. 一般の方にわかりやすい心の健康教育資料を作成できる c. 一般の方にもわかりやすい心の健康教育を自ら実践できる d. 心の健康教育について適切な運営ができる
3 組織性と学際性		
3-1 組織における役割を遂行する		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
3-1-1 社会常識・マナーを身に付ける a. 一般的なコミュニケーション能力を身に付ける b. 基本的な社会常識やマナー(挨拶、身だしなみ、立ち居振る舞い、報道相対等)を身に付ける c. 要支援者や職員に対する礼節を身に付ける 3-1-2 様々な分野・領域の臨床現場と業務関連知識を知る a. 各分野・領域の公認心理師の活動内容を知る b. 要支援者や関係者の臨床現場における姿を知る c. 各分野・領域における法制度の概要を理解する d. 法令や組織の内規に合わせた記録の取扱いの必要性を知る	3-1-1 社会常識・マナーをふまえた行動をとれる a. 社会人としての常識やマナーを身に付け実践できる b. 各分野・領域の施設で特に求められる基本的マナーを知る(例:医療施設での感染対策) c. 労働者としての意識を身に付ける(例:自分の給与が発生する仕組みや背景制度を知る) d. 要支援者や職員に対する礼節をわきまえた態度・行動をとれる 3-1-2 様々な分野・領域の臨床現場と業務関連知識の理解を深める a. 様々な分野・領域の現場を見聞し理解を深める b. 現場の公認心理師の働く姿を見て自身のキャリアをイメージする c. 各分野・領域における法制度を理解する d. 法令や組織の実状に合わせた記録の取扱い方法を知る	3-1-1 社会常識・マナーを指導できる a. 社会人としての常識やマナーをもって行動する b. 社会人としての常識やマナーについて後輩を指導する 3-1-2 分野・領域特有の業務知識を身に付けている a. 専門とする分野・領域と関連した心理社会的な動向や課題を把握している b. 専門とする分野・領域固有の法制度を理解し実践する c. 関連する分野・領域の法制度を理解し実践する d. 法令や組織の実情に合わせて記録を取り扱い、後輩を指導する 3-1-3 組織内での責任を果たし必要に応じて新たな業務を生み出す a. 組織の経営方針を理解し所属セクションの現状(機能している部分としていない部分)を把握している b. 所属セクションの心理職が実施すべき業務を中長期的に計画する c. 所属セクションの多職種チームをまとめ、その業務に責任を持つ d. 必要に応じて組織内のメンタルヘルスについて関与する e. 組織全体に心理職の活動を周知・広報する 3-1-4 所属組織の地域・社会における役割を理解する a. 所属組織が地域社会で期待されている役割を理解する
3-2 連携・協働による支援体制を作る		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
3-2-1 多職種連携の基本的知識を身に付ける a. 多職種連携の必要性と意義を理解する b. 様々な分野・領域において連携する他職種の役割や業務を知る c. 多職種連携における公認心理師の役割を理解する	3-2-1 実習等を通じて多職種連携の具体的なノウハウを体験的に学ぶ a. 他職種から信頼を得る重要性と方法を理解する b. 多職種チームにおける関係者の役割分担と公認心理師の役割を理解する c. 一連の業務において様々な職種がどのように関わるかを知っている d. ケース担当を通じて、必要な機関へつなぐ経験をし、連携の基礎を知る e. 円滑な連携のために必要とされる具体的なノウハウを学ぶ 3-2-2 他職種に公認心理師の役割を説明できる a. 他職種に公認心理師の専門業務を説明できる言語能力を身に付ける b. 多職種連携の中での公認心理師の役割や特徴、強みに気がつく c. 他職種に心理職の仕事の説明ができる d. 他職種にもわかりやすく記録を取れる	3-2-1 他職種と良好な関係を築き多職種チームに貢献する a. 専門職としてのアイデンティティを確立しながら、職場のスタッフとしての信頼を得る b. ケースに応じて適切な関係者・関係機関との連携を提案・調整できる c. 多職種チームのマネジメントに関与する(時間軸を意識した業務の洗い出しと役割分担等) 3-2-2 他職種に対して共通言語でわかりやすく伝えられる a. 公認心理師の役割と意義を伝え理解を得られる b. 公認心理師としての見解を、本質を曲げることなく共通言語で伝えられる c. 連携機関や他職種の立場をふまえた必要な情報を伝えられる
4 教育・研究能力		
4-1 後進を育成する(指導とスーパーバイズ)		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
4-1-1 公認心理師の養成の概要を知る a. 養成課程における学部教育の位置づけを知る b. 学部生に求められる到達目標を知る	4-1-1 公認心理師養成の実践的方法を理解する a. 養成課程における大学院教育の位置づけを理解する b. 大学院生に求められる到達目標を知る c. 実習等を通じて公認心理師養成の実践的方法を理解する	4-1-1 後輩の育成・指導に関与する a. 後輩公認心理師の業務についてスーパーバイジョンを担う b. 後輩公認心理師の育成・指導に関与する 4-1-2 学生の実習(心理実習・心理実践実習)に関与する a. 公認心理師養成課程における実習演習の位置づけを理解している b. 実習の企画・運営に関与する c. 実習の実施・管理体制の整備に関与する d. 学生の学習支援に求められる技能・姿勢を理解している

4-2 研究活動に関与する		
学部段階	大学院段階	就職後5年目の段階
4-2-1 研究方法の基本を知る a. 研究作法の基礎を学ぶ b. 研究手法(統計分析手法、実験手法等)を知る	4-2-1 研究方法の基本を身に付ける a. 研究方法(研究計画の立案、実査、統計解析スキル等)を理解している b. 特定の心理支援の方法に関するエビデンスを構築するための臨床試験の方法を学ぶ c. 自分の研究を発展させる 4-2-2 正しく調べる方法を身に付ける a. 必要に応じて、適切な文献や資料を調べる b. 研究論文を読み、内容を理解する	4-2-1 臨床研究を実践する a. 臨床現場での経験から仮説を設定し研究を行い臨床心理学におけるエビデンス構築に貢献する

＜参考資料＞審議経過

- ・第1回分科会（令和6年（2024年）5月10日）公認心理師の現状の情報を共有し、分科会の今後の検討課題を整理した。関連する公開シンポジウムに関する意見交換を行った。
- ・関連公開シンポジウム開催（令和6年（2024年）9月23日）資料5別掲
- ・第2回分科会（令和6年（2024年）11月25日）参考人（前野良隆氏（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室室長補佐）、内田舞氏（同公認心理師制度推進室公認心理師専門官）、丹野義彦氏（東京大学名誉教授、日本学術会議元会員））から意見聴取を行い、意思の表出の方向性を確認した。
- ・関連シンポジウム開催（令和7年（2024年）8月24日）資料5別掲
- ・第3回分科会（令和8年（2026年）4月18日）意思の表出「報告」案の審議を行い、委員会に申出書を提出することとした。